

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月19日

【会社名】 AppBank株式会社

【英訳名】 AppBank Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 村井 智建

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿二丁目8番5号東弥鋼業ビル4階

【電話番号】 03-6302-0561

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長CF0 白石 充三

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿二丁目8番5号東弥鋼業ビル4階

【電話番号】 03-6302-0561

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長CF0 白石 充三

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第10回新株予約権)
その他の者に対する割当 2,196,000円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
209,796,000円

(注)1. 本募集は2022年6月30日開催の当社株主総会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。

(注)2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2022年7月19日に訂正臨時報告書を関東財務局に提出いたしました。これに伴い、2022年6月30日付で提出した有価証券届出書について、当該訂正臨時報告書を提出会社の参考情報に追加し、合わせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 追完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による第三者割当方式による第10回新株予約権の発行とともに、取締役会において、当社の取締役に対して、第三者割当の方式による第9回新株予約権（ストック・オプション）の発行を行うことを決議しております。

（訂正前）

第9回新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

新株予約権の割当日	2022年7月19日
新株予約権の数（個）	6,300個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	630,000株
新株予約権の行使時発行総額（円）	未定
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定
新株予約権の行使期間	2022年7月19日から2027年7月18日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組み入れ額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	（注1）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社取締役 3名 当社従業員 1名

(後略)

（訂正後）

第9回新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

新株予約権の割当日	2022年7月19日
新株予約権の数（個）	6,300個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	630,000株
新株予約権の行使時発行総額（円）	114,660,000円
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり181円
新株予約権の行使期間	2022年7月19日から2027年7月18日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組み入れ額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	（注1）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社取締役 3名 当社従業員 1名

（後略）

第三部【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第10期）及び四半期報告書（第11期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（2022年6月30日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第10期有価証券報告書の提出日（2022年3月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2022年6月30日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（後略）

（訂正後）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第10期）及び四半期報告書（第11期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年7月19日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第10期有価証券報告書の提出日（2022年3月30日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年7月19日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（中略）

（2022年7月19日提出の訂正臨時報告書）

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく

1．提出理由

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2022年6月30日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が2022年7月19日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2.【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しております。

□ 新株予約権の内容

（3）発行価額の総額

（訂正前）

未定

（訂正後）

114,660,000円

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（訂正前）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に105%を乗じた価格（少数点以下は切上げ、以下同様。）とする。

（後略）

（訂正後）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は181円とする。

（後略）